

# 四半期報告書

(第22期第3四半期)

自 平成22年10月1日

至 平成22年12月31日

株式会社アールテック・ウエノ

東京都千代田区内幸町一丁目1番7号

# 目 次

	頁
表 紙	1
第一部 企業情報	2
第1 企業の概況	2
1 主要な経営指標等の推移	2
2 事業の内容	3
3 関係会社の状況	3
4 従業員の状況	3
第2 事業の状況	4
1 生産、受注及び販売の状況	4
2 事業等のリスク	4
3 経営上の重要な契約等	4
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	5
第3 設備の状況	7
第4 提出会社の状況	8
1 株式等の状況	8
(1) 株式の総数等	8
(2) 新株予約権等の状況	9
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	13
(4) ライツプランの内容	13
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	13
(6) 大株主の状況	13
(7) 議決権の状況	13
2 株価の推移	14
3 役員の状況	14
第5 経理の状況	15
1 四半期財務諸表	16
(1) 四半期貸借対照表	16
(2) 四半期損益計算書	17
(3) 四半期キャッシュ・フロー計算書	19
2 その他	24
第二部 提出会社の保証会社等の情報	25
[四半期レビュー報告書]	26

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月10日
【四半期会計期間】	第22期第3四半期（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）
【会社名】	株式会社アールテック・ウエノ
【英訳名】	R-TECH UENO, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 真島 行彦
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目1番7号
【電話番号】	03-3596-8011
【事務連絡者氏名】	ビジネスマネジメント部長 中村 宏司
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町一丁目1番7号
【電話番号】	03-3596-8011
【事務連絡者氏名】	ビジネスマネジメント部長 中村 宏司
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第21期 第3四半期 累計期間	第22期 第3四半期 累計期間	第21期 第3四半期 会計期間	第22期 第3四半期 会計期間	第21期
会計期間	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 10月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 10月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
売上高 (千円)	2,941,074	2,778,419	902,427	831,890	4,162,528
経常利益 (千円)	419,525	515,005	93,163	42,339	732,768
四半期(当期)純利益 (千円)	442,134	926,032	59,949	78,775	666,782
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	—	—	653,987	653,987	653,987
発行済株式総数 (株)	—	—	98,444	98,444	98,444
純資産額 (千円)	—	—	5,993,317	6,859,834	6,159,059
総資産額 (千円)	—	—	6,847,514	7,747,657	7,043,482
1株当たり純資産額 (円)	—	—	60,880.48	69,682.60	62,564.09
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	4,491.23	9,406.69	608.97	800.21	6,773.22
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	2,000
自己資本比率 (%)	—	—	87.5	88.5	87.4
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	988,835	1,335,379	—	—	1,369,225
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	265,985	△2,742,865	—	—	261,934
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△820,895	△198,281	—	—	△822,722
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (千円)	—	—	2,816,469	1,572,284	3,196,116
従業員数 (名)	—	—	69	70	67

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、新株予約権の残高がありますが、希薄化効果を有しないため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期会計期間において、当社が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（名）	70 (5)
---------	-----------

(注) 1 従業員欄の（外書）は、臨時従業員の第3四半期会計期間の平均雇用人員であります。

2 臨時従業員には、パートタイマーの従業員を含み、派遣社員を除いています。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

当社は単一セグメントであるため、製品毎の内容について記載しております。

#### (1) 生産実績

当第3四半期会計期間における生産実績を製品別に示すと、次のとおりであります。

製品別の名称		生産高（千円）	前年同期比増減（%）
医薬品の製造販売	レスキュラ®点眼液	406,895	△18.1
	Amitiza®カプセル	536,378	39.0
合計		943,274	6.9

- (注) 1 金額は、販売価格によっております。  
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 受注実績

当第3四半期会計期間における受注実績を製品別に示すと、次のとおりであります。

製品別の名称		受注高（千円）	前年同期比増減（%）	受注残高（千円）	前年同期比増減（%）
医薬品の製造販売	レスキュラ®点眼液	300,529	△27.4	181,770	△37.3
	Amitiza®カプセル	451,362	24.5	997,513	28.0
医薬品の研究開発支援サービス		9,957	△86.3	78,028	△43.7
合計		761,849	△10.3	1,257,311	4.1

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (3) 販売実績

当第3四半期会計期間における販売実績を製品別に示すと、次のとおりであります。

製品別の名称		販売高（千円）	前年同期比増減（%）
医薬品の製造販売	レスキュラ®点眼液	423,237	△29.4
	Amitiza®カプセル	389,017	58.7
医薬品の研究開発支援サービス		19,635	△66.2
合計		831,890	△7.8

- (注) 1 レスキュラ点眼薬の販売高には販売権の期間対価、ロイヤリティを含んでおります。  
2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前第3四半期会計期間		当第3四半期会計期間	
	販売高（千円）	割合（%）	販売高（千円）	割合（%）
参天製薬株式会社	597,454	66.2	420,741	50.6
武田薬品工業株式会社	245,168	27.2	389,017	46.8

- 3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 2【事業等のリスク】

当第3四半期会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

### 3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等は行なわれておりません。

#### 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

##### (1) 業績の状況

###### ・レスキュラ®点眼液

レスキュラ®点眼液は当社の主力製品であり、製品価値を最大化するために次の施策を行っております。

①緑内障患者にとってレスキュラ®点眼液をより使い勝手の良い製品にするべく、薬の成分・効果を変えずに貯法の変更を行い、従来は遮光して冷所に保管する必要がありましたが、室温での保存が可能となりました。

②緑内障の早期発見を目指して眼科医を対象に眼底読影勉強会を積極的に開催するとともに、製品説明会等を通じてレスキュラ®点眼液の販売促進活動を行っております。

これらの施策にもかかわらず、大幅な薬価改定や処方数減少の影響を受け、当第3四半期会計期間の売上高は423百万円（前年同期比29.4%減）となりました。

なお、台湾、韓国及び北米地域を除く全世界でレスキュラ®点眼液の販路を再構築すべく、Novartis Pharma AGとの間で締結していた海外地域での開発及び商業化権に関するライセンス契約を解消し、新たな提携先を検討しております。

###### ・Amitiza®カプセル

慢性特発性便秘症治療薬及び便秘型過敏性腸症候群治療薬であるAmitiza®カプセルについては、米国のSucampo Pharma Americas, Inc. 社との間で北米地域における独占的製造供給契約を締結しております。当第3四半期会計期間の売上高は、北米市場向けの在庫調整が一段落したことから、389百万円（前年同期比58.7%増）となりました。また、Sucampo Pharmaceuticals, Inc. 社（以下スキャンボ社）は、同薬の適応拡大であるオピオイド誘発性腸機能障害について第3相臨床試験を開始したと発表しております。

北米地域以外についても、株式会社スキャンボファーマ（以下SPL社）、Sucampo Pharma Europe Ltd. 社との間で治験薬及び承認取得後の商業生産に関する独占的製造供給契約を締結しており、SPL社は日本において慢性特発性便秘症治療薬としての製造販売承認申請を行っております。

なお、スキャンボ社は武田薬品工業株式会社が両社間の共同販売契約に違反したために損害を受けたとして国際仲裁裁判所に仲裁の申し立てを行っており、当社も仲裁手続きに参加しています。

###### ・医薬品の研究開発支援サービス

医薬品の研究開発支援サービスの売上高は19百万円（前年同期比66.2%減）となりました。

以上の結果、当第3四半期会計期間の売上高は831百万円（前年同期比7.8%減）となりました。

当第3四半期会計期間の営業利益、経常利益については、上記売上高の減少に伴い、それぞれ35百万円（前年同期比59.6%減）、42百万円（同54.6%減）となりました。一方、四半期純利益については、研究開発費にかかる税額控除等の増加により78百万円（前年同期比31.4%増）となりました。

当社の研究開発の成果につきましては、後記（4）研究開発活動をご参照ください。

##### (2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期会計期間末における現金及び現金同等物は、第2四半期会計期間末に比べ、10百万円増加し、1,572百万円となりました。当第3四半期会計期間におけるキャッシュ・フローの概況は以下のとおりであります。

###### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期会計期間の営業活動の結果から得られた資金は29百万円となりました。これは主に法人税等の支払額（△147百万円）や仕入債務の減少（△145百万円）等があったものの、売上債権の減少（188百万円）や前渡金の減少（126百万円）等が上回ったことによるものであります。

###### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期会計期間の投資活動の結果、16百万円の資金流出となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出（△8百万円）があったこと等によるものであります。

###### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期会計期間の財務活動の結果、0百万円の資金流出となりました。これは主にリース債務の返済による支出があったこと等によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期会計期間の研究開発費の総額は317百万円となりました。

当社は、「医師の目線で医薬品開発・販売を行う分野特化型（眼科・皮膚科）のグローバルな医薬品会社」を目指しており、国が推奨及び支援するアンメット・メディカルニーズ（未だ満たされていない医療ニーズ）対応や希少疾病用医薬品（オーファンドラッグ）、アンチエイジング領域（生活改善薬）の新薬の開発を進めております。

当第3四半期会計期間における研究開発活動の進捗状況は次のとおりであります。

・男性型脱毛症（開発コード：RK-023）

男性型脱毛症は、壮年性脱毛症とも呼ばれ、思春期以降に男性ホルモンの影響を受け、頭頂部から前頭部に限局して、太く長い毛が再生せずに細く短い軟毛に置き換わり、最終的には毛包が委縮して毛髪数が減少し、段階的に薄毛・脱毛が進行する疾患です。当第3四半期報告書提出日現在においては、前期第2相臨床試験が完了し、安全性に関してはRK-023使用とプラセボ（注1）使用で差異は見られませんでした。また、有効性についてもプラセボ使用群に対してRK-023使用群では外観写真評価での改善及びフォトリコグラム（注2）により成長期毛数（注3）の減少抑制の可能性がみられました。

（注1）薬剤（RK-023）が含まれていない製剤。

（注2）頭皮における毛髪密度、毛髪太さ、毛髪の伸びを計測する目的で、頭髪を一定面積で毛刈りし、頭皮の拡大写真を経時的に撮影し、解析する方法。

（注3）フォトリコグラムにより1日に0.2mm以上伸びることが確認された毛を「成長期毛」と定義しました。成長期毛の割合が少なくなると脱毛症が進みます。

・睫毛貧毛症（開発コード：RK-023）

睫毛貧毛症は、睫毛（まつげ）が貧弱で短い、まばら、色が薄い等の原因で、眼にほこりなどの異物や異常な光が入ることを防ぐ機能が十分に発揮できない疾患です。当第3四半期会計期間においては、薬理試験・安全性試験・薬物動態試験の一部が終了しており、当第3四半期報告書提出日現在においては、グローバルでの開発を視野に、日本及び英国にて第1相臨床試験を開始しております。

・糖尿病性白内障（開発コード：RTU-007）

糖尿病性白内障は、糖尿病が原因で発症する白内障で、水晶体が混濁する疾患です。当社はアステラス製薬株式会社からライセンス取得した糖尿病患者の体内で増加する酵素を阻害する物質について、細胞や動物を用いた実験で化合物の最適化をおこなっており、当第3四半期会計期間においては、薬理試験を実施しております。

・糖尿病性神経障害（開発コード：RTU-1096）

糖尿病性神経障害は、糖尿病3大合併症の1つで、血糖値が高い状態が続くと足や手などの末梢神経の障害で、違和感、しびれ、痛み等の症状が現れる疾患です。当社では、糖尿病患者の体内で増加する酵素を特異的に阻害する化合物を開発し、当第3四半期会計期間においては、薬理試験の一部が終了しております。

・アトピー性皮膚炎（開発コード：RTU-1096）

アトピー性皮膚炎は、アレルギー体質により皮膚のバリア機能が低下し、様々な刺激が加わることでかゆみを伴う慢性の湿疹、皮膚炎を生じ、症状の悪化と改善を繰り返す疾患です。従来は学童期に自然治癒すると考えられていましたが、成人まで持ちこす例や、成人してからの発症・再発の例が近年増加しています。当社では、炎症に関連して血液、組織中で活性の増加がみられる酵素を特異的に阻害する化合物を開発し、当第3四半期会計期間においては、薬理試験の一部が終了しております。

### 第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期会計期間において、重要な設備の新設、除却等に関し、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

当第3四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設計画は次のとおりであります。

会社名 事業所名	所在地	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月	
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
神戸研究所	兵庫県神戸市	研究設備	53	7	自己資金	平成22年11月	平成23年4月

(注) 上記金額には、消費税等は含んでおりません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	192,000
計	192,000

##### ②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年2月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	98,444	98,444	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は1株 であります。
計	98,444	98,444	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成23年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 平成16年6月25日定時株主総会（第1回新株予約権）

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	16
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	32
新株予約権の行使時の払込金額(円)	131,500
新株予約権の行使期間	自 平成18年6月25日(若しくは株式新規公開のいずれか遅い方の日) 至 平成26年6月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 131,500 資本組入額 65,750
新株予約権の行使の条件	1. 各新株予約権の行使にあたっては、新株予約権1個の一部についてこれを行行使することはできないものとする。新株予約権の行使の結果、新株予約権者に対して発行される株式の数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分については、これを切り捨てるものとする。新株予約権は権利行使時においても、当社の取締役、監査役、従業員又はパートタイム勤務者であることを要す。但し、任期満了による退任により取締役若しくは監査役の地位を喪失した者、又は会社都合による退職により地位を喪失した従業員若しくはパートタイム勤務者は、当社の株式新規公開の後において、かつその地位喪失後1ヶ月以内に限り、新株予約権を行行使することができる。 2. この他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は2株であります。

2 当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整する。なお、行使価額の調整に際して計算が必要な場合は、1円未満の端数は、小数第一位までを算出し小数第一位を四捨五入する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前行使価額を下回る払込金額をもって、当社普通株式を新規に発行又は自ら所有する当社株式を移転処分する場合若しくは、調整前行使価額を下回る価額を新株1株の発行価額とする当社普通株式の新株予約権又は新株予約権を付与された証券を発行する場合は、次の行使価額調整式をもって、行使価額を調整するものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

② 平成16年6月25日定時株主総会（第2回新株予約権）

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	20
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	40
新株予約権の行使時の払込金額(円)	131,500
新株予約権の行使期間	自 平成18年6月25日 至 平成26年6月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 131,500 資本組入額 65,750
新株予約権の行使の条件	<p>1. 各新株予約権の行使にあたっては、新株予約権1個の一部についてこれを行使することはできないものとする。新株予約権の行使の結果、新株予約権者に対して発行される株式の数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分については、これを切り捨てるものとする。新株予約権は権利行使時においても、当社の取締役、若しくは監査役、又は従業員であることを要す。但し、任期満了による退任により取締役若しくは監査役の地位を喪失した者、又は会社都合による退職により地位を喪失した従業員は、当社の株式新規公開の後に、かつその地位喪失後1ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>2. 新株予約権の行使は、行使期間中の6月25日を末日とする各1年間において、割り当てられた新株予約権の数の25%を超えない範囲でのみ行なうことができる。</p> <p>3. この他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は2株であります。

2 当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整する。なお、行使価額の調整に際して計算が必要な場合は、1円未満の端数は、小数第一位までを算出し小数第一位を四捨五入する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前行使価額を下回る払込金額をもって、当社普通株式を新規に発行又は自ら所有する当社株式を移転処分する場合もしくは、調整前行使価額を下回る価額を新株1株の発行価額とする当社普通株式の新株予約権又は新株予約権を付与された証券を発行する場合は、次の行使価額調整式をもって、行使価額を調整するものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

③ 平成18年2月17日臨時株主総会（第3回新株予約権）

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	413
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	826
新株予約権の行使時の払込金額(円)	295,000
新株予約権の行使期間	自 平成20年2月17日 至 平成28年2月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 295,000 資本組入額 147,500
新株予約権の行使の条件	<p>1. 各新株予約権の行使にあたっては、新株予約権1個の一部についてこれを行使することはできないものとする。新株予約権の行使の結果、新株予約権者に対して発行される株式の数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分については、これを切り捨てるものとする。新株予約権は権利行使時においても、当社の取締役、若しくは監査役、又は従業員であることを要す。但し、任期満了による退任により取締役若しくは監査役の地位を喪失した者、又は当社都合による退職により地位を喪失した従業員は、当社の株式新規公開の後に、かつその地位喪失後1ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>2. 新株予約権の行使は、行使期間中の2月16日を末日とする各1年間において、割り当てられた新株予約権の数の25%を超えない範囲でのみ行なうことができる。</p> <p>3. この他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は2株であります。

2 当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整する。なお、行使価額の調整に際して計算が必要な場合は、1円未満の端数は、小数第一位までを算出し小数第一位を四捨五入する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前行使価額を下回る払込金額をもって、当社普通株式を新規に発行又は自ら所有する当社株式を移転処分する場合もしくは、調整前行使価額を下回る価額を新株1株の発行価額とする当社普通株式の新株予約権又は新株予約権を付与された証券を発行する場合は、次の行使価額調整式をもって、行使価額を調整するものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

④ 平成18年6月29日定時株主総会（第4回新株予約権）

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	12
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	24
新株予約権の行使時の払込金額(円)	295,000
新株予約権の行使期間	自 平成20年6月29日 至 平成28年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 295,000 資本組入額 147,500
新株予約権の行使の条件	<p>1. 各新株予約権の行使にあたっては、新株予約権1個の一部についてこれを行使することはできないものとする。新株予約権の行使の結果、新株予約権者に対して発行される株式の数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分については、これを切り捨てるものとする。新株予約権は権利行使時においても、当社の取締役、若しくは監査役、又は従業員であることを要す。但し、任期満了による退任により取締役若しくは監査役の地位を喪失した者、又は会社都合による退職により地位を喪失した従業員は、当社の株式新規公開の後に、かつその地位喪失後30日以内に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>2. 新株予約権の行使は、行使期間中の6月28日を末日とする各1年間において、割り当てられた新株予約権の数の25%を超えない範囲でのみ行なうことができる。</p> <p>3. この他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は2株であります。

2 当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整する。なお、行使価額の調整に際して計算が必要な場合は、1円未満の端数は、小数第一位までを算出し小数第一位を四捨五入する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前行使価額を下回る払込金額をもって、当社普通株式を新規に発行又は自ら所有する当社株式を移転処分する場合もしくは、調整前行使価額を下回る価額を新株1株の発行価額とする当社普通株式の新株予約権又は新株予約権を付与された証券を発行する場合は、次の行使価額調整式をもって、行使価額を調整するものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年12月31日	—	98,444	—	653,987	—	593,787

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 98,444	98,444	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	98,444	—	—
総株主の議決権	—	98,444	—

② 【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高（円）	84,400	99,300	81,500	74,000	68,000	66,700	62,300	64,500	69,500
最低（円）	64,900	65,000	65,000	65,100	61,800	60,500	54,900	53,200	61,100

（注） 最高・最低株価は、平成22年10月12日より大阪証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所ヘラクレスにおけるものであります。

## 3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は次のとおりであります。

役員の様動

新役名	旧役名	氏名	異動年月日
常務取締役	取締役	林 直	平成22年6月25日
取締役	取締役会長	久能 祐子	平成22年6月25日

## 第5【経理の状況】

### 1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第3四半期会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期財務諸表並びに当第3四半期会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

### 3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】  
 (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成22年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	4,272,284	3,196,116
売掛金	254,363	299,511
製品	101,187	54,045
仕掛品	941,837	825,722
原材料及び貯蔵品	488,832	721,376
その他	160,445	274,355
流動資産合計	6,218,951	5,371,128
固定資産		
有形固定資産	※1 570,407	※1 657,333
無形固定資産	123,055	146,887
投資その他の資産		
投資有価証券	※2 777,657	※2 825,449
その他	57,585	42,683
投資その他の資産合計	835,242	868,133
固定資産合計	1,528,705	1,672,354
資産合計	7,747,657	7,043,482
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	11,854	77,683
未払法人税等	252,103	244,414
その他	337,457	419,079
流動負債合計	601,415	741,177
固定負債		
繰延税金負債	232,807	112,448
役員退職慰労引当金	29,990	23,455
その他	23,609	7,341
固定負債合計	286,407	143,246
負債合計	887,822	884,423
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	653,987	653,987
資本剰余金	593,787	593,787
利益剰余金	5,183,379	4,454,235
株主資本合計	6,431,153	5,702,009
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	428,680	457,050
評価・換算差額等合計	428,680	457,050
純資産合計	6,859,834	6,159,059
負債純資産合計	7,747,657	7,043,482

(2) 【四半期損益計算書】  
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	2,941,074	2,778,419
売上原価	919,941	945,352
売上総利益	2,021,133	1,833,067
販売費及び一般管理費	*1 1,599,322	*1 1,320,766
営業利益	421,811	512,300
営業外収益		
受取利息	3,097	2,714
受取賃貸料	2,610	7,889
保険返戻金	1,758	481
還付加算金	1,425	—
受取補償金	—	3,348
その他	1,247	621
営業外収益合計	10,139	15,055
営業外費用		
支払利息	3,205	—
為替差損	7,649	12,350
その他	1,570	—
営業外費用合計	12,425	12,350
経常利益	419,525	515,005
特別利益		
受取和解金	—	*2 972,380
固定資産売却益	*3 289,536	—
役員退職慰労引当金戻入額	14,255	—
特別利益合計	303,792	972,380
特別損失		
固定資産売却損	1,067	—
固定資産除却損	5,307	472
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	5,979
特別損失合計	6,374	6,452
税引前四半期純利益	716,943	1,480,933
法人税、住民税及び事業税	85,521	395,528
法人税等調整額	189,286	159,372
法人税等合計	274,808	554,901
四半期純利益	442,134	926,032

## 【第3四半期会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
売上高	902,427	831,890
売上原価	302,145	275,805
売上総利益	600,281	556,084
販売費及び一般管理費	※1 513,484	※1 521,043
営業利益	86,797	35,041
営業外収益		
受取利息	1,243	1,177
受取賃貸料	2,610	2,636
為替差益	2,459	—
受取補償金	—	3,348
その他	52	236
営業外収益合計	6,366	7,399
営業外費用		
為替差損	—	101
営業外費用合計	—	101
経常利益	93,163	42,339
特別損失		
固定資産除却損	4,609	—
特別損失合計	4,609	—
税引前四半期純利益	88,553	42,339
法人税、住民税及び事業税	27,227	△81,713
法人税等調整額	1,377	45,277
法人税等合計	28,604	△36,436
四半期純利益	59,949	78,775

## (3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前四半期純利益	716,943	1,480,933
減価償却費	215,742	152,685
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	5,979
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△32,451	6,534
執行役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△4,833	—
受取利息及び受取配当金	△3,097	△2,714
支払利息	3,205	—
為替差損益 (△は益)	4,732	18,064
無形固定資産売却損益 (△は益)	△289,536	—
和解金	—	△972,380
売上債権の増減額 (△は増加)	173,917	45,147
たな卸資産の増減額 (△は増加)	110,399	69,286
前渡金の増減額 (△は増加)	31,655	83,618
前払費用の増減額 (△は増加)	257,828	29,881
仕入債務の増減額 (△は減少)	△111,494	△65,828
未払金の増減額 (△は減少)	△53,132	△10,599
未払費用の増減額 (△は減少)	10,895	△2,270
前受金の増減額 (△は減少)	34,947	△50,197
その他	65,090	△41,029
小計	1,130,811	747,111
利息及び配当金の受取額	3,097	1,537
利息の支払額	△5,520	—
和解金の受取額	—	972,380
法人税等の支払額	△139,553	△385,650
営業活動によるキャッシュ・フロー	988,835	1,335,379
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	△46,678	△27,114
無形固定資産の取得による支出	△5,360	△1,808
無形固定資産の売却による収入	289,536	—
定期預金の預入による支出	—	△2,700,000
差入保証金の回収による収入	28,459	—
その他	27	△13,942
投資活動によるキャッシュ・フロー	265,985	△2,742,865
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
長期借入金の返済による支出	△500,000	—
配当金の支払額	△319,270	△196,387
リース債務の返済による支出	△1,625	△1,894
財務活動によるキャッシュ・フロー	△820,895	△198,281
現金及び現金同等物に係る換算差額	△4,732	△18,064
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	429,192	△1,623,832
現金及び現金同等物の期首残高	2,387,277	3,196,116
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 2,816,469	※1 1,572,284

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期累計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日）

	当第3四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>資産除去債務に関する会計基準の適用</p> <p>当第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。</p> <p>これに伴う営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益に与える影響は軽微であります。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は軽微であります。</p>

【簡便な会計処理】

当第3四半期累計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日）

該当事項はありません。

【四半期財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第3四半期累計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日）

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第3四半期会計期間末 (平成22年12月31日)		前事業年度末 (平成22年3月31日)	
※1 有形固定資産の減価償却累計額	1,392,034千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額	1,263,937千円
※2 投資有価証券		※2 投資有価証券	
	<p>全てSucampo Pharmaceuticals, Inc. (以下「SPI社」という)のA種普通株式であります。SPI社の発行するA種普通株式は米国NASDAQ市場に上場されておりますが、当社が当該株式を処分する場合には米国証券取引法上の規制の適用対象となるため、売却数量等について制限をうけることとなります。</p>		同左
3 貸出コミットメントライン契約		3 貸出コミットメントライン契約	
	<p>当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と貸出コミットメント契約を締結しております。当第3四半期会計期間末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は以下のとおりであります。</p>		<p>当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は以下のとおりであります。</p>
貸出コミットメントの総額	3,300,000千円	貸出コミットメントの総額	3,300,000千円
借入実行残高	一千円	借入実行残高	一千円
差引：借入未実行残高	3,300,000千円	差引：借入未実行残高	3,300,000千円

## (四半期損益計算書関係)

## 第3四半期累計期間

前第3四半期累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
※1 販売費及び一般管理費の主なもの 役員退職慰労引当金繰入額 7,030千円 執行役員退職慰労引当金繰入額 240千円 研究開発費 1,043,032千円 _____	※1 販売費及び一般管理費の主なもの 研究開発費 728,873千円  ※2 受取和解金972,380千円は、田辺三菱製薬株式会社との遺伝子組換え人血清アルブミンを有効成分とするドライアイ治療用点眼液の日本における開発・事業化に関するライセンス契約解除に伴う和解金1,000,000千円から同契約解消に伴う弁護士報酬27,619千円を控除した金額であります。  _____
※3 固定資産売却益のうち主なものは、次のとおりであります。 販売権 289,536千円 上記固定資産売却益は、Sucampo Pharma Americas, Inc. 社へのレスキュラ®点眼液の米国及びカナダにおける緑内障及び高眼圧症の販売権の譲渡等により発生したものであります。	_____

## 第3四半期会計期間

前第3四半期会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
※1 販売費及び一般管理費の主なもの 役員退職慰労引当金繰入額 1,925千円 研究開発費 331,272千円	※1 販売費及び一般管理費の主なもの 研究開発費 317,430千円

## (四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 2,816,469千円 現金及び現金同等物 2,816,469千円	※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 4,272,284千円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 $\Delta$ 2,700,000千円 現金及び現金同等物 1,572,284千円

(株主資本等関係)

当第3四半期会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期会計期間末
普通株式(株)	98,444

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第3四半期会計期間末残高(千円)
ストック・オプションとしての第1回新株予約権	—	—	—
ストック・オプションとしての第2回新株予約権	—	—	—
ストック・オプションとしての第3回新株予約権	—	—	—
ストック・オプションとしての第4回新株予約権	—	—	—
合計		—	—

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	196,888	2,000	平成22年3月31日	平成22年6月28日

(2) 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

5. 株主資本の著しい変動に関する事項

株主資本の金額は、前事業年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、医薬品の製造販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## (1 株当たり情報)

## 1 1株当たり純資産額

当第3四半期会計期間末 (平成22年12月31日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
69,682円60銭	62,564円09銭

## 2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

## 第3四半期累計期間

前第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益 4,491円23銭	1株当たり四半期純利益 9,406円69銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 —	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 —

(注) 1 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	前第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益		
四半期純利益(千円)	442,134	926,032
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	442,134	926,032
普通株式の期中平均株式数(株)	98,444	98,444
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益		
普通株式増加数(株)	—	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前事業年度末から重要な変動がある場合の概要	当第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、新株予約権の残高がありますが、希薄化効果を有しないため、記載しておりません。 なお、第1回新株予約権、第2回新株予約権、第3回新株予約権、第4回新株予約権の概要は「第4提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	同左

第3四半期会計期間

前第3四半期会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)		当第3四半期会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益	608円97銭	1株当たり四半期純利益	800円21銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	—	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	—

(注) 1 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	前第3四半期会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益		
四半期純利益 (千円)	59,949	78,775
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益 (千円)	59,949	78,775
普通株式の期中平均株式数 (株)	98,444	98,444
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益		
普通株式増加数 (株)	—	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前事業年度末から重要な変動がある場合の概要	当第3四半期会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、新株予約権の残高がありますが、希薄化効果を有しないため、記載しておりません。 なお、第1回新株予約権、第2回新株予約権、第3回新株予約権、第4回新株予約権の概要は「第4提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	同左

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月3日

株式会社アールテック・ウエノ  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 谷 合 章 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山 野 辺 純 一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アールテック・ウエノの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第21期事業年度の第3四半期会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アールテック・ウエノの平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月8日

株式会社アールテック・ウエノ  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 飯 野 健 一 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山 野 辺 純 一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アールテック・ウエノの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第22期事業年度の第3四半期会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アールテック・ウエノの平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。